

福山市立旭丘小学校生徒指導規程
～みんなで守ろう Happy Life～

2023年度（令和5年度）
福山市立旭丘小学校

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標「自ら考え 共に輝く」を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために職員・児童・保護者が共通認識・共通実践を図るために必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校班で並んで登校する。問題が発生した時は、その都度登校班を招集し、改善を図る。

- ① 各登校班の集合場所、集合時刻、出発時刻を守って登校する。
(7:40～8:10に登校する。)
- ② 登下校は、必ず決められた通学路を通り、交通ルールや社会的マナーを守る。
- ③ 登校は、整列登校、下校は、学年ごとに集団下校で帰る。
(一人で帰らない・寄り道をしない)
- ④ 登校後は、無断で学校外に出ない。

※遅れる時や欠席・遅刻・早退する場合は事前に保護者が学校へ連絡し、欠席・遅刻は班長又は副班長にも連絡をする。
(電話連絡 7:50～8:20)

第2条（生活）

(校舎内)

- ① 北校舎1階（給食室前）には入らない。
- ② 用事がない時ベランダに出たり、4階から上に行ったりしない。
- ③ 雨天の場合、4階渡り廊下は通行禁止とする。
- ④ 学校内の施設、設備、公共物（机やロッカー等）は大切に使う。
※故意に破損した場合は、状況に応じて家庭と相談した上で、費用を応分に求められる場合がある。

(校舎外)

- ⑨ 上グラウンドでは、バスケットボール以外の球技をしない。
(元気ランドは、使用不可。)
- ⑩ 校舎の間や体育館・北校舎裏では遊ばない。(通行禁止)
- ⑪ プールや校舎の上などにボールが入った時、先生に連絡し取ってもらう。
- ⑫ 一輪車や竹馬・ボールなどは使った後は、もとの場所に片づける。
(一輪車は3年生以上が使える。)

第3条(服 装)

衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないように、学校生活にふさわしい身だしなみをする。

○標準服

夏服 6月～	冬服 10月～
カッター，スクールブラウス，ポロシャツ ○ズボン…紺・紺長ズボン ○スカート…紺・ひだあり，たすき付	○上着…標準服 ○上着下…夏服に準ずる。ベスト・セーター ○ズボン・スカート…夏服に準ずる。

○名札……………左胸につける。(事務室で販売。100円)

○帽子……………通学用の校章入りの帽子を着用(夏…白色，冬…紺色)

○靴下……………白・紺・黒【ワンポイント不可】(儀式や行事の時は白)

※長・短どちらでもよい。ただし，くるぶしが出るソックスは不可)

○通学靴……………白色。

○上靴……………白を基調としたもの。(ラインの色の規制はなし。)

① 手袋・マフラーは，派手でないものを着用する。

(校舎内では，着用しない。靴箱で着脱する。)

② 紺色・黒色の長ズボンを着用してもよい。(規程のズボンでなくても可)

③ スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスの着用をしてもよい。(黒・紺・白)

④ 登下校時ジャンパーを着用してもよい。(ただし，制服の上に着る。)

※ただし，儀式等では，場に合った服装をする。

※体調に合わせて判断し，着用する。(季節は問わない)

第4条(頭髪・化粧・装飾)

① 学習の妨げにならない髪型で，髪留めやゴムは，安全で華美にならないものにする。

前髪は，目にかからない長さにする。髪が肩より長い場合は束ねる。

染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型はしない。

② ネックレス，ブレスレット，ミサンガなどの装身具・口紅・マニキュア・ペディキュアなど爪への装飾はしない。

第5条(持ち物)学校生活に必要なものを自分で考えて持ってくる。

① 不要な物(携帯電話・スマートフォン，ゲーム機，カード等)の学校への持ち込みは禁止する。不要な持ち込みについては，その場で預かり，保護者に返却する。

② カッターナイフや彫刻刀などの刃物は授業で必要な時だけ持ってくる。

③ いらぬお金は学校に持って来ない。

※紛失した場合は，速やかに担任に届ける。

第3章 校外生活に関すること

第1条 (交通安全)

交通ルールを守り，安全な生活を送る。

- ① 交通のきまりを守る。
 - ア とびだしはしない。
 - イ 信号を守る。
- ④ 自転車に乗る時は，次のことに気をつけて乗る。
 - ア 二人乗りや手放しはしない。
 - イ 暗くなったらライトをつける。
 - ウ 左右をよく見て安全を確かめる。
 - エ 左側を通行する。
 - オ ヘルメットをかぶり，整備された自転車に乗る。
 - カ 自転車は，4年生以上が乗ってもよい。（1・2・3年生は，道路では乗らない。）

第2条 (遊び)

一人で遊んだり，入りやすく見えにくいところで遊んだりしない。また，危険な場面に出会ったら，「大声を出す・逃げる・近くの家（子ども110番の家など）に駆け込む・大人に知らせる・相手を確認する」など，自らの安全確保に努める。警察と学校に連絡する。

(校外でのきまり) 原則として，保護者の責任のもと行動する。

- ① 校区外へは，子どもだけでは行かない。
- ② 知らない人にはついて行かない。
- ③ 大人のいないよその家の中では，許可なく遊ばない。
- ④ 道路でのローラースケート・キックボードはしない。
- ⑤ よその土地に入ったり，畑の作物をとったりしない。
- ⑥ 貯水池など柵のあるところや公民館・空き家の中に入らない。
- ⑦ お金のむだづかいはしない。
- ⑧ お金や物（カード）の貸し借りや交換，あげたりもらったりはしない。
- ⑨ 原則として，子ども達だけでお店に行かない。
（ただし，必要がある場合は，保護者の判断による。）
- ⑩ 爆竹・エアガン・石投げなど危険な遊びをしない。
- ⑪ 火遊びをしない。
- ⑫ 帰宅時刻は 4月～9月 18時
10月～3月 17時
- ⑬ 東部図書館へ行く時は，
 - 1・2・3年生は保護者と一緒に行く。
 - 4・5・6年生は保護者の許可があれば二人以上の友達と行ってもよい。
(※但し，自転車では行かない。)
- ⑭ 喫煙（たばこ），飲酒，バイク等の無免許運転や同乗，自転車の窃盗や店での万引き等，法律に触れる行為は絶対にしない。

※以上の規程が守られなかった時は，個別指導を行ったり，保護者の協力を得たりしながら改善する。

附則 この生徒指導規程は，平成24年 4月 1日から施行する。
令和 4年 4月 1日一部改正する。
令和 5年 4月 1日一部改正する。